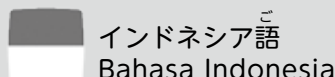
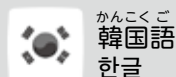
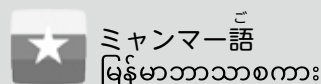
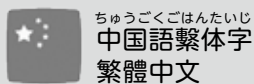
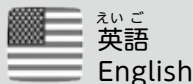
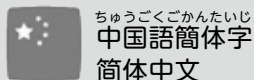
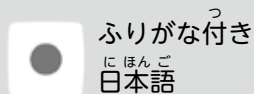


ぼうさい いずも防災メールがいろいろなことばで受け取れます！

ぼうさい とうろく ぼうさい し とど
いずも防災メールに登録をしたら、防災のお知らせがメールで届きます。



メールは、4月1日から送ります。
登録のやり方は、市のホームページをご覧ください。



▲ホームページはこちら

おたずね／防災安全課 ☎ 21-6825

ご存じですか？ 障がい者福祉タクシー制度

障がい者
福祉タクシー
制度とは

出雲市在住で在宅生活をしている障がいのある方、常時車いすやストレッチャーを利用している方の日常生活における外出支援のために、福祉タクシー券を交付します。(どこへ出かける時でも使えます。)

交付対象

●対象者

- ・市内在住、在宅生活であること
(施設入所、3か月以上の入院は対象となりません。)
- ・本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者

※上記条件に加えて、障がい者手帳の所持等、次のいずれかに該当する方

◎一般用の方(500円×36枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級の方(うち、視覚障がいは72枚)
- ・療育手帳A、Bの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級の方

◎常時、車いすを利用する方(500円×72枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、障がい種別が肢体不自由の方
- ・要介護3～5の方
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

◎常時、ストレッチャーを利用する方(500円×144枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、障がい種別が肢体不自由の方
- ・要介護4～5の方
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

●申請場所

- ・市役所 福祉推進課
- ・各行政センター 市民サービス課

●申請に必要なもの

- ・障がい等要件が確認できるもの(障がい者手帳または介護保険証)
- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・「医師の意見書」

※車いす券種、ストレッチャー券種申請者で、手帳や要介護の条件に該当しない場合必要
※申請に来られる方が本人または同一世帯員以外の場合は、申請書に委任事項の記入が必要となります。

※申請書は、窓口を用意しています。
市のホームページからもダウンロードできます。

申請方法

出雲市 福祉タクシー 🔍



おたずね／福祉推進課 ☎ 21-6959 FAX 21-6598

手話をやってみよう！

今月は、「駅」です。
ぜひやってみてください！

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。
「出雲市 YouTube やさしい手話」で 🔍



上向きにした
左の手のひらで
右手の親指と
人差し指ではさむ



おたずね／福祉推進課 ☎ 21-6959 FAX 21-6598



農林業を営んでいる世帯や団体の方へ

2025年農林業センサスにご協力ください

この調査は、農林業に関する最も基本的かつ重要な統計で、農林業を営む方や農山村の実態を明らかにすることを目的とした調査です。

調査対象は、全国の農業・林業を営む全ての方です。

統計調査員が1月～2月にかけて対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。



令和7年は国勢調査の年です

統計調査員をやってみませんか？

令和7年は5年に一度の国勢調査の年です。皆さまの調査へのご協力よろしくお願いします。

市では、国や研究機関などが施策立案する際に重要な基礎資料となる統計調査に従事していただく調査員の方を随時募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

ご興味がある方は、総務課までお問い合わせください。



▲詳しくはこちら

おたずね／総務課 ☎21-6301

夢への第一歩！女性のための創業カフェ

「創業を考えているけど何から始めていいかわからない」、「創業を考えている人たちとつながりたい」、「創業の経験談を聞いてみたい」方、先輩创业者のお話を聞いてみませんか。

日時

2月12日(水)
10:00~11:30

場所

Izumonomad (今市町2065 パルメイト出雲 1階)

対象者

創業に興味がある・創業をしたい女性の方

参加料

無料

定員

15名(先着順)

内容

第1部 私の創業STORY

先輩创业者の創業前から現在までの体験談

第2部 交流タイム

先輩创业者を交えて参加者同士の交流タイム



講師

旭爪 真愛さん
カナリア
(株)金絲雀(パン・焼き菓子の製造販売)

榎原 綾子さん

・(合)カナエル・パートナーズ(コンサルタント業)
・行政書士 榎原 綾子事務所

申込方法

右の二次元コードから
必要事項を入力してください。

※申込方法は「しまね電子申請サービス」のみです。

申込期限

2月7日(金)

※ただし、定員に達し次第、受付を終了します。



▲申込はこちら

おたずね／商工振興課 ☎21-6541